

理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会  
新型コロナウイルス感染症に対応するための講習会の形式（案）について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会を開催するにあたっては、「理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の開催指針」に示す講習会の趣旨に則り、「講習会の質の確保を図り、もって理学療法士作業療法士養成の質の向上及び臨床実習を行う養成施設における適切な指導体制の確保に資することを目的」とした講習会の形式に則り、かつ適切な養成数を確保することから、以下の基本的な方針を参考に開催することが望ましい。

- 会場は学校・養成施設等を利用していくつかの会場（教室）に参加者を分散させるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための形式として、いわゆる密を避けるための工夫をすること（1教室2グループにするなど）。
- 会場を分散して遠隔で講義を実施しても良いこと。ただし、遠隔で講義を行う場合には、世話人が担当グループのチューターとなり、効果的受講の援助をすること。また、講師と参加者が、双方向に質疑等の議論ができるなど、参加者のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- 演習を行う際にも、密を避けるために、参加者、世話人の座席や換気等に配慮すること。
- 発表および報告用の成果物は、パソコンを利用して作成しても良いこと。異なる教室に分かれて発表を行うことは差し支えないが、講義と同様に、参加者及び世話人等が双方向に質疑等の議論ができるなど、参加者のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- 演習後の発表に際しては、これまでのポスターツアーに準じて、部屋を移動することが考えられるが、移動、発表の際にも、参加者及び世話人等が密の状態にならないように配慮すること。

<参考：理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の開催指針より>

#### 4. 講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ③ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ④ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑤ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。